

公益社団法人 日本青年会議所

経理規則

第4章 予算

第1章 総則

(目的)

第1条 定款第82条第1号の規定に基づき、公益社団法人日本青年会議所経理規則（以下「経理規則」という）を定める。

2 経理規則は、公益社団法人日本青年会議所（以下「本会」という）の経理の原則を定め、その適正化を図ることを目的とする。

(経理原則)

第2条 本会及び各協議会の会計処理については、公益法人会計基準への準拠を原則とする。

(細則)

第3条 この規則の施行に関する細則は、別に定める会計細則による。

(規則外事項)

第4条 この規則に定めるもののほか、経理に関して必要な事項は理事会において定める。

第2章 会計区分

(会計区分)

第5条 会計は、公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計の3種に区分する。

2 公益目的事業会計は、公益目的事業遂行に関する損益を事業別に経理する。

3 収益事業等会計は、収益事業及び公益目的事業以外の事業遂行に関する損益を事業別に経理する。

4 法人会計は、本会及び各協議会の管理・運営に関する損益を経理する。

第3章 勘定科目及び帳簿組織

(勘定科目及び帳簿組織)

第6条 勘定科目及び帳簿組織については、会頭が別にこれを定める。

(予算編成)

第7条 予算は役員（監事を除く）及び役員に準ずるもの（ブロック協議会会長、及び公益社団法人日本青年会議所委員長、議長、特別委員長）、併せて以下「役員等」という）の事業計画案に従い、会頭がこれを立案し、理事会及び総会の議決を経て会頭がこれを行う。

(予算期間)

第8条 予算期間は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(予算科目)

第9条 予算は、収支の性質、目的に従い、大科目、中科目、小科目に区分する。

(予算の緊急修正)

第10条 予算に重要な変更の必要があり、かつ総会を開くいとまがないときは、理事会の決議により予算を変更することができる。

2 予算の変更後、速やかに次の総会において承認を得なければならない。

(予算の流用)

第11条 予算の執行にあたっては、各大科目の予算金額を相互に流用するときは、理事会の議決を得なければならない。

(会頭専決事項)

第12条 次の事項は、会頭がこれを行う。

(1) 予算の執行

ただし、総会による予算決定が年度開始後となる場合には、その決定を得るまでの間は、前年度における理事会の決定による予算案を予算とみなして執行する。

(2) 同一大科目内における項目の予算の流用

(3) 緊急の必要に基づく予備費の使用

(4) 緊急の必要に基づく軽微なる予算の変更

2 前項(2)(3)(4)号の事項を行った場合、会頭は次の理事会において承認を得なければならない。

(予算科目外の支出)

第13条 予算科目外の支出をしようとする場合には、理事会の議決を経てこれを行い、次の総会において承認を得なければならない。

(会頭専決事項の委任)

第14条 会頭は、次の事項を事務局に委任することができる。

(1) 予算に基づく経常的な収入及び支出に関する事項

(2) 予算に基づく物品の購入及び管理に関する事項

(副会頭等への委任)

第15条 会頭は、予算の執行における役員等と事務局との連絡調整管理に関する事項を副会頭及び専務理事に委任することができる。

(専務理事の任務)

第16条 専務理事は、予算の執行にあたり、全般を管理する直接的責任を会頭に対して負うものとする。

(役員等の任務)

第17条 役員等は、予算の編成とその執行に関し、適時適切な資料を作成し会頭に意見を具申するとともに、所管事項に関する予算の執行について管理監督責任を会頭に対して負うものとする。

第5章 決算

(決算報告書の提出、承認)

第18条 会頭は、決算報告書を事業年度終了後遅滞なく作成し監事の監査を経て、理事会の議決を得た後、事業年度終了後90日以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算報告書には、公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。

(決算期間)

第19条 決算期間は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第6章 基金

(基金の募集)

第20条 本会は、基金の募集をしようとするときは、その都度、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)第132条第1項の募集事項等を定めた基金募集要項を作成する。

(基金の割当て払込み等)

第21条 基金の引受けの申込みをする者の引受けようとする基金の総額が、募集に係る基金の総額を超える場合には、原則として、申込み順により基金の割当てを受ける者を決定する。

2 基金の払込みは、原則として、前条の募集要項に記載した、基金払込口座に現金にて、払込みを受けるものとする。

(その他)

第22条 基金の取扱いについて定めのない事項については、一般社団・財団法人法に従うものとする。

第7章 財政基盤安定資金

(財政基盤安定資金の目的及び積立)

第23条 本会は、恒久的運営を図るために、財政的基礎を確立することを目的として、入会金、寄附金及びその他の臨時的収入を財政基盤安定資金として積み立てを行う。

(財政基盤安定資金の使途)

第24条 財政基盤安定資金は、原則として資産になるものに使用し、経常費には使用しない。

(財政基盤安定資金の運用)

第25条 財政基盤安定資金の運用は、理事会で決議し、総会に報告する。

2 財政基盤安定資金から生じた利益は、経常費として使用することを妨げない。

第8章 監査

(監査)

第26条 監事は、内部監査を行う。

2 監事は、いつでも本会の監査を行うために帳簿の閲覧謄写及び必要な資料の提出を求めることができる。

附 則

この規則の変更規定は平成22年7月1日から施行する。

昭和48年10月18日 改正

昭和50年 1月17日 改正

昭和62年 4月19日 改正

平成 2年 1月26日 改正

平成 8年 9月22日 改正

平成15年10月25日 改正

平成16年10月23日 改正

平成20年10月10日 改正